

## 新型コロナワクチン接種に伴う特別有給休暇の実施について

社員とその家族、地域社会を守るために～全従業員対象～

東海機器工業株式会社（本社：愛知県小牧市、代表取締役会長：内藤誠治、代表取締役社長：内藤大嗣 以下 社員）は、新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、従業員とその家族の健康に配慮し、全従業員を対象とした「新型コロナウイルスワクチン接種時の特別有給休暇制度」を導入することを決定いたしました。

### ■取り組みの詳細

対象者：正社員、契約社員、パート、アルバイト

対象期間：2021年5月17日～2022年2月28日（予定）

※政府が定める新型コロナウイルスワクチン接種実施期間に準ずる

### ■実施内容：

※ワクチン接種当日：

- ・就業時間中にワクチンを接種する場合、その時間は就業免除とする
- ・接種後に痛みや体調不良が発生し就業が困難な場合は、当日の特別有給休暇を取得可能とする

※ワクチン接種翌日以降：

- ・副反応が発生した場合、原則として特別有給休暇を1日取得可能とする

なお当社は上記の取り組みの他、引き続きリモートによる営業活動及びセミナー等の新たな営業方法を積極的に取り入れ、移動の制限、テレワークの推進により従業員、ご家族すべての皆様の安心・安全の確保に努めてまいります。

また社員が地域を通じて集団免疫獲得の一員となることを目指し、全従業員に対しワクチンの接種を啓発するとともに、祝休日や混雑する時間帯を避けることにより、医療従事者の負担が軽減され、新型コロナウイルスの感染拡大が早期に収束することを願っております。